

発 注 書

注文番号： _____

年 月 日

当初発注書発行日

該当なし

(乙)

御中

(甲) 株式会社日本総合研究所 印

契約条項に基づき、次のとおり発注しますので書面により諾否をご通知下さい。

| | | |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 令和2年度データを活用した「次世代ウェルネスソリューション」 事業化促進プロジェクト実施業務 |
| 2 | 業務内容 | 本受発注書添付の事業化促進プロジェクト応募申請書（以下、「企画書」という。）のとおりに。 |
| 3 | 作業期間 | 年 月 日～2021年2月26日 |
| 4 | 成果物 | 報告書 |
| 5 | 納入場所 | 株式会社日本総合研究所 |
| 6 | 納入期限 | 2021年2月26日 |
| 7 | 検査期間 | 納入又は作業完了後 20日間 |
| 8 | 委託料及び その支払方法 | 委託料 _____ 円（消費税・地方消費税別途） 支払方法 ■発注書添付の「お支払方法等について」のとおりに |
| 9 | その他 | 上記の他、精算を要する諸経費の発生は見込まれていない。 ・本プロジェクトのために乙が開発したシステムは成果物に含まれないものとする。 ・乙は別添の東京都の電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に従う。 |
| 10 | 担当部門及び 連絡先 | 担当部門：リサーチ・コンサルティング部門 連絡先：東京都品川区東五反田 2-18-1 |

以上

契約条項

株式会社日本総合研究所（以下「甲」という。）と、XXXX（以下「乙」という。）とは、甲が東京都（以下「丙」という。）より受託している「令和2年度データを活用した「次世代ウェルネスソリューション」の構築支援業務委託の一部である乙に委託する事業化促進プロジェクト実施に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、表記の委託業務を実施する。委託業務は請負形態で実施されるものとする。

第2条 甲は、乙の委託業務遂行の対価として表記の委託料を支払う。
2. 委託業務が下請代金支払遅延防止法の適用を受ける場合において、甲の責に帰すべき事由により代金の全部又は一部を支払期日までに支払うことができないときは、乙は、甲に対し、成果物の受領日又は役務の提供日から起算して60日を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、未払い代金に対し年14.6%を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができるものとする。

第3条 甲は、乙が定められた条件に従って成果物を納入した後、表記の検査期間内に検査を行い、乙に対し検査結果を通知しなければならない。乙は検査に立ち会わなければならない。この検査合格をもって検収とする。

2. 乙の責に帰すべき事由により納入期日までに成果物の納入が終了しない場合、甲は、乙に対し、納入期日の翌日より実際に納入が完了する日までの日数に応じ1日につき代金の1000分の1に相当する額を遅延損害金として請求することができる。なお、本条の規定は、甲に生じた実際の損害額が遅延損害金相当額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げないものとする。

第4条 甲は乙より受領した成果物の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）又は未完成であることを委託業務終了後に発見した場合でも、業務終了後1年以内の間に請求したうえで、無償で当該不適合を修補その他の履行の追完を行わせるとともに当該不適合又は未完成により甲に生じた損害を賠償させ、又は委託料を当該損害額相当まで減額することができる。但し、検収時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合は当該保証期間の限りでない。なお、これに伴い乙に成果物を引き取らせることができるのは、甲が成果物の受領後6ヶ月以内に請求した場合に限る。

2. 契約不適合について、前項の追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第5条 委託業務の実施にともない、あるいはその成果物として乙から甲に提供された報告書等に関する著作権その他の無体財産権（著作権法第27条・第28条の権利を含む）はその引き渡しと同時に甲に移転する。これらの権利移転の対価は、表記委託料に含まれるが、表記金額の2分の1未満とする。

ただし、選定されたプロジェクトに関する予防研究・新たなサービスの開発に関する知的財産権は、乙が保有するが、本事業実施を円滑かつ効果的に実施するために必要な場合は、丙及び甲の指示に従うことを前提とする。特に本事業でのデータの取り扱いに関する知見については、丙及び甲に共有することとする。

2. 乙は甲に対し、前項の報告書等が第三者の著作権その他の無体財産権（営業秘密の保有者の権利を含む）を侵害して作成されたものでないことを保証する。

第6条 乙は甲の事前の書面による承諾なしに、委託業務に関する権利義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

第7条 乙は甲の事前の書面による承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に請負わせ、若しくは再委託してはならない。

第8条 乙は甲から求められたときは、委託業務の進捗状況を書面にて報告するものとする。

第9条 乙は、委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については乙がその費用を負担する。甲は、乙がその責に帰すべき事由により甲、丙に損害を与えた場合、乙に対し損害賠償の請求をなすことができる。

2. 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。損害賠償の方法その他の条件は、発注者受注者協議のうえ定めることができる。

第10条 甲は乙が次の各号に該当した場合、何ら催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背任行為があったとき
- (2) 支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分、公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) 故意又は過失により相手方に重大な損害を与えた場合

(5) 乙又は乙の代理人が本契約の締結又は委託業務遂行にあたり不正行為を行った場合

(6) 第17条又は第18条に違反した場合

(7) 本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき

(8) 委託業務を終了させることができないことが明らかであるとき(9) 乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(10) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約の目的を達することができないとき

(11) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2. 甲は、乙が正当な理由なく委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しない場合、納入期日までに委託業務を終了しない場合又は納入期日後相当期間内に委託業務を終了しないと甲が認める場合は本契約を解除することができる。

3. 乙が前二項に掲げる事由の何れかに該当したときには直ちに、甲に対する着手金の返戻、損害賠償金等のすべての債務は期限が到来したものとす。

4. 第1項又は第2項の場合、第9条の損害賠償責任を免れないものとする。

第11条 甲又は乙がその原因を問わず相互に債権債務を有する場合には、甲及び乙は自己の期限の利益を放棄して対当額をもって相殺することができる。なお、本契約が解除、合意解除された場合は何らの意思表示を要せず当然に相殺されるものとする。

第12条 乙は、委託業務に関して知りえた情報（個人を識別することの可能な氏名、住所、連絡先等の個人情報を含む。）及び成果を秘密として取扱い、契約期間中はもとよりその終了後も第三者（委託業務にかかわる委託業務従事者以外の者をいう）に開示・漏洩してはならず、委託業務以外の目的に使用しないものとする。委託業務従事者を特定する場合には、乙は速やかに甲に書面にて通知するものとし、委託業務従事者に変更が生じた場合も同様とする。

2. 乙は、善良な管理者の注意をもって秘密を取り扱うものとし、秘密が掲載された文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は施錠可能な保管場所に管理し、委託業務従事者の管理者以外の者が利用できないように保全するものとする。

3. 乙は秘密を甲の許可なく、複写又は複製してはならない。

4. 乙は委託業務終了時又は甲の要請時に甲から提供された資料（承諾を得て作成した複製を含む。）をすべて甲に返却し、コンピュータの記録媒体に蓄積されたものを、復元及び判読不可能な状態に完全に消去するものとする。

5. 乙が万一秘密の取扱いに違反して甲又はその顧客に損害を被らせたときは、その損害を賠償しなければならない。

第13条 乙は委託業務に関し甲又はその監督官庁の実施する監査及び甲又はその顧客の実施する現地調査等を受け入れるとともに、乙の再委託先に対してもかかる監査又は現地調査等に協力させるものとする。

第14条 乙は、成果物又は委託業務の実施過程で作成したものを磁気媒体又は送信の方法で提供する場合、事前にウイルス検出プログラムでチェックし、コンピュータ・ウイルス等に感染していないことを確認するものとする。乙は、甲より委託された情報（それを複製又は改変して得られたソフトウェア等の成果を含む。以下「業務情報」という。）を取扱う機器へWinny等のファイル交換ソフトをインストールしないものとする。また、業務情報を適切な安全管理が施された業務用の機器のみ取扱うものとする。

第15条 乙は委託業務従事者（再委託先を含む。）に対して、前3条を周知徹底し、必要かつ適切な監督を行う。

第16条 乙は、甲から提供を受けた製品や技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた製品や技術を武器の開発・製造に一切使用してはならない。

3. 乙は甲が提供した技術等を甲の承認なしに、直接又は間接に輸出してはならない。

第17条 乙は、自らが暴力団又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当せず、かつ将来も該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、偽計又は威力を用

いて甲の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。また、乙は、暴力団等から不当介入を受けた場合は直ちに甲に報告しなければならない。

第 18 条 乙は、本契約の履行に際し、乙に適用されるあらゆる法令（不正競争防止法、英国 Bribery Act2010、米国 Foreign Corrupt Practices Act of 1977 等、外国の腐敗行為防止法を含むがこれらに限定されない。）を遵守することを確約する。本条に違反する行為により甲又は乙に生じた損害（本契約の解除により生じた損害を含む。）については、乙がその責を負うものとする。

第 19 条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

お支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいのでご通知申し上げます。本通知書は、支払方法等について当社が新たな通知をさせていただくまで有効とします。

記

1. 支払制度

個々の契約書等（当社が貴社に発行する発注書面等も含まれます。）において別段の支払制度の指定がない限り、以下の支払制度によりお支払いします。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 情報成果物作成及び役務提供の対価 | 毎月末日納品締切 翌月末日払 |
| (2) 物品の購入費、ライセンス費等 | 毎月末日請求書到着締切 翌月末日払 |
| (3) 通信費・賃借費等 | 毎月末日請求書到着締切 翌月末日払 |
| (4) 派遣料 | 毎月末日請求書到着締切 翌月末日払 |

2. 支払方法

貴社が適正に発行した請求書等に記載された金融機関への口座振込によって支払います。前記1に定める支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、当該金融機関の前営業日に支払います。

振込手数料は貴社の負担とし、当社は当該振込手数料相当額を差し引いて支払います。

振込手数料は、金融機関、振込日及び振込額等によって異なることがあります。

3. 精算について

契約書等において、精算に関する記載がある場合、当該契約書等に記載し、又はこれに添付する付属書面に基づき算定された金額を支払うものとします。

[月額固定契約での交通費等の精算]

当社から発注した業務の遂行のために当社が必要と認めた出張その他移動については、個々の契約書等に別段の定めがない限り、当該出張等に係る交通費及び宿泊費の実費を当社が負担します。

[単価表にステップ単価等が掲載されている場合]

単価に対し、納期までの貴社の納入数量を乗じた額を支払います。

4. 消費税について

契約書等において表示する額は、消費税及び地方消費税抜きの額となりますので、お支払いの時点で、法定税率による消費税及び地方消費税を加算します。

5. 役務提供の委託について

当社が貴社に委託する情報処理（電子計算機のオペレーション業務、情報システムの運用管理業務、穿孔業務、データ入力業務等をいいます。）その他の役務提供の委託（調査業務、コンサルティング業務等をいいます。）については、当初所定の締切日（毎月末日又は個々の契約書等にて個別に指定する締切期日がある場合にはその日）に役務の提供があったものとして取扱い、役務の提供日から起算して前記1の支払制度を適用します。

6. 各種報告について

契約書等において、「作業形態」欄に「月額固定委託」の記載がある場合、貴社には作業内容を記した当社所定の作業報告書の提出をお願いいたします。また、委託業務の進捗については、月次に限らず随時報告を求めることがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上

請負契約の場合、2号文書又は7号文書として、印紙貼付が必要となります。

注文番号： _____

受 注 書

年 月 日

当初発注書発行日

該当なし

(甲) 株式会社日本総合研究所 御中

(乙) 住所：

社名：

役職名：

氏名：

(印)

年 月 日付発注書および契約条項に基づき、次のとおり注文をお受けします。

| | | |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 令和2年度データを活用した「次世代ウェルネスソリューション」事業化促進プロジェクト実施業務 |
| 2 | 業務内容 | 本受発注書添付の事業化促進プロジェクト応募申請書（以下、「企画書」という。）のとおりに。 |
| 3 | 作業期間 | 年 月 日～ 2021年2月26日 |
| 4 | 成果物 | 報告書 |
| 5 | 納入場所 | 株式会社日本総合研究所 |
| 6 | 納入期限 | 2021年2月26日 |
| 7 | 検査期間 | 納入又は作業完了後 20日間 |
| 8 | 委託料及びその支払方法 | 委託料 円（消費税・地方消費税別途） 支払方法 ■発注書添付の「お支払方法等について」のとおりに |
| 9 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、精算を要する諸経費の発生は見込まれていない。 ・本プロジェクトのために乙が開発したシステムは成果物に含まれないものとする。 ・乙は別添の東京都の電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に従う。 |
| 10 | 担当部門及び連絡先 | 担当部門：リサーチ・コンサルティング部門 連絡先：東京都品川区東五反田 2-18-1 |

以上

契約条項

株式会社日本総合研究所（以下「甲」という。）と、XXXX（以下「乙」という。）とは、甲が東京都（以下「丙」という。）より受託している「令和2年度データを活用した「次世代ウェルネスソリューション」の構築支援業務委託の一部である乙に委託する事業化促進プロジェクト実施に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、表記の委託業務を実施する。委託業務は請負形態で実施されるものとする。

第2条 甲は、乙の委託業務遂行の対価として表記の委託料を支払う。
2. 委託業務が下請代金支払遅延防止法の適用を受ける場合において、甲の責に帰すべき事由により代金の全部又は一部を支払期日までに支払うことができないときは、乙は、甲に対し、成果物の受領日又は役務の提供日から起算して60日を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、未払い代金に対し年14.6%を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができるものとする。

第3条 甲は、乙が定められた条件に従って成果物を納入した後、表記の検査期間内に検査を行い、乙に対し検査結果を通知しなければならない。乙は検査に立ち会わなければならない。この検査合格をもって検収とする。

2. 乙の責に帰すべき事由により納入期日までに成果物の納入が完了しない場合、甲は、乙に対し、納入期日の翌日より実際に納入が完了する日までの日数に応じ1日につき代金の1000分の1に相当する額を遅延損害金として請求することができる。なお、本条の規定は、甲に生じた実際の損害額が遅延損害金相当額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げないものとする。

第4条 甲は乙より受領した成果物の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）又は未完成であることを委託業務終了後に発見した場合でも、業務終了後1年以内の間に請求したうえで、無償で当該不適合を修補その他の履行の追完を行わせるとともに当該不適合又は未完成により甲に生じた損害を賠償させ、又は委託料を当該損害額相当まで減額することができる。但し、検収時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合は当該保証期間の限りでない。なお、これに伴い乙に成果物を引き取らせることができるのは、甲が成果物の受領後6ヶ月以内に請求した場合に限る。

2. 契約不適合について、前項の追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第5条 委託業務の実施にともない、あるいはその成果物として乙から甲に提供された報告書等に関する著作権その他の無体財産権（著作権法第27条・第28条の権利を含む）はその引き渡しと同時に甲に移転する。これらの権利移転の対価は、表記委託料に含まれるが、表記金額の2分の1未満とする。

ただし、選定されたプロジェクトに関する予防研究・新たなサービスの開発に関する知的財産権は、乙が保有するが、本事業実施を円滑かつ効果的に実施するために必要な場合は、丙及び甲の指示に従うことを前提とする。特に本事業でのデータの取り扱いに関する知見については、丙及び甲に共有することとする。

2. 乙は甲に対し、前項の報告書等が第三者の著作権その他の無体財産権（営業秘密の保有者の権利を含む）を侵害して作成されたものでないことを保証する。

第6条 乙は甲の事前の書面による承諾なしに、委託業務に関する権利義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

第7条 乙は甲の事前の書面による承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に請負わせ、若しくは再委託してはならない。

第8条 乙は甲から求められたときは、委託業務の進捗状況を書面にて報告するものとする。

第9条 乙は、委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については乙がその費用を負担する。甲は、乙がその責に帰すべき事由により甲、丙に損害を与えた場合、乙に対し損害賠償の請求をなすことができる。

2. 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。損害賠償の方法その他の条件は、発注者受注者協議のうえ定めることができる。

第10条 甲は乙が次の各号に該当した場合、何ら催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背任行為があったとき
- (2) 支払の停止又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分、公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) 故意又は過失により相手方に重大な損害を与えた場合

(5) 乙又は乙の代理人が本契約の締結又は委託業務遂行にあたり不正行為を行った場合

(6) 第17条又は第18条に違反した場合

(7) 本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき

(8) 委託業務を終了させることができないことが明らかであるとき(9) 乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(10) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約の目的を達することができないとき

(11) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2. 甲は、乙が正当な理由なく委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しない場合、納入期日までに委託業務を終了しない場合又は納入期日後相当期間内に委託業務を終了しないと甲が認める場合は本契約を解除することができる。

3. 乙が前二項に掲げる事由の何れかに該当したときには直ちに、甲に対する着手金の返戻、損害賠償金等のすべての債務は期限が到来したものとす。

4. 第1項又は第2項の場合、第9条の損害賠償責任を免れないものとする。

第11条 甲又は乙がその原因を問わず相互に債権債務を有する場合には、甲及び乙は自己の期限の利益を放棄して対当額をもって相殺することができる。なお、本契約が解除、合意解除された場合は何らの意思表示を要せず当然に相殺されるものとする。

第12条 乙は、委託業務に関して知りえた情報（個人を識別することの可能な氏名、住所、連絡先等の個人情報を含む。）及び成果を秘密として取扱い、契約期間中はもとよりその終了後も第三者（委託業務にかかわる委託業務従事者以外の者をいう）に開示・漏洩してはならず、委託業務以外の目的に使用しないものとする。委託業務従事者を特定する場合には、乙は速やかに甲に書面にて通知するものとし、委託業務従事者に変更が生じた場合も同様とする。

2. 乙は、善良な管理者の注意をもって秘密を取り扱うものとし、秘密が掲載された文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は施錠可能な保管場所に管理し、委託業務従事者の管理者以外の者が利用できないように保全するものとする。

3. 乙は秘密を甲の許可なく、複写又は複製してはならない。

4. 乙は委託業務終了時又は甲の要請時に甲から提供された資料（承諾を得て作成した複製を含む。）をすべて甲に返却し、コンピュータの記録媒体に蓄積されたものを、復元及び判読不可能な状態に完全に消去するものとする。

5. 乙が万一秘密の取扱いに違反して甲又はその顧客に損害を被らせたときは、その損害を賠償しなければならない。

第13条 乙は委託業務に関し甲又はその監督官庁の実施する監査及び甲又はその顧客の実施する現地調査等を受け入れるとともに、乙の再委託先に対してもかかる監査又は現地調査等に協力させるものとする。

第14条 乙は、成果物又は委託業務の実施過程で作成したものを磁気媒体又は送信の方法で提供する場合、事前にウイルス検出プログラムでチェックし、コンピュータ・ウイルス等に感染していないことを確認するものとする。乙は、甲より委託された情報（それを複製又は改変して得られたソフトウェア等の成果を含む。以下「業務情報」という。）を取扱う機器へWinny等のファイル交換ソフトをインストールしないものとする。また、業務情報を適切な安全管理が施された業務用の機器のみ取扱うものとする。

第15条 乙は委託業務従事者（再委託先を含む。）に対して、前3条を周知徹底し、必要かつ適切な監督を行う。

第16条 乙は、甲から提供を受けた製品や技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた製品や技術を武器の開発・製造に一切使用してはならない。

3. 乙は甲が提供した技術等を甲の承認なしに、直接又は間接に輸出してはならない。

第17条 乙は、自らが暴力団又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当せず、かつ将来も該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、偽計又は威力を用

いて甲の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。また、乙は、暴力団等から不当介入を受けた場合は直ちに甲に報告しなければならない。

第 18 条 乙は、本契約の履行に際し、乙に適用されるあらゆる法令（不正競争防止法、英国 Bribery Act2010、米国 Foreign Corrupt Practices Act of 1977 等、外国の腐敗行為防止法を含むがこれらに限定されない。）を遵守することを確約する。本条に違反する行為

により甲又は乙に生じた損害（本契約の解除により生じた損害を含む。）については、乙がその責を負うものとする。

第 19 条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上